

事業者の皆様へ

取引適正化・価格転嫁は関係者全員で取り組む課題です！



下請法と下請振興法が取適法・振興法に改正されました

(施行日:令和8年1月1日)

用語・法律名の見直し

下請法	▶	中小受託取引適正化法(取適法)
下請振興法	▶	受託中小企業振興法(振興法)
親事業者	▶	委託事業者
下請事業者	▶	中小受託事業者

解説資料や解説動画を掲載中！
詳しくはこちら



取適法の主な改正点

協議に応じない一方的な価格決定の禁止

中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、委託事業者が協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に価格を決定する行為が禁止となりました。

手形払等の禁止

本法上の支払手段として、手形払いが禁止となり、電子記録債権等についても、支払期日までに代金に相当する金銭を得ることが困難であるものは禁止となりました。

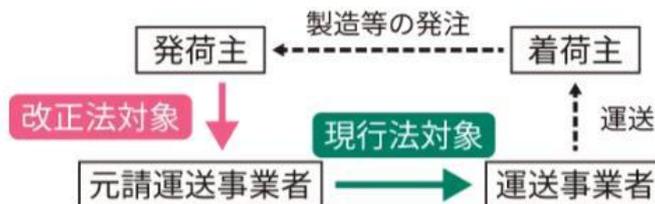
振込手数料についても、中小受託事業者に負担させることが禁止となりました。

適用基準に従業員基準を追加

資本金の基準に該当しない場合も、従業員数の基準に該当する場合は適用対象となりました。
(従業員数300人(製造委託等)又は100人(役務提供委託等)が基準となります。)

対象取引に特定運送委託を追加

発荷主が元請運送事業者に対して、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送を委託する取引も新たな対象取引となりました。



振興法の主な改正点

主務大臣による権限強化「勸奨」

状況が改善されない事業者に対しては、主務大臣が具体的措置を示して、その実施を促す「勸奨」をすることができるようになりました。

適用対象の追加

「荷主と運送事業者の取引」や「1人でも従業員が多い企業との取引」が適用対象に追加されました。

取引監視を強化しています

取引Gメンの体制強化

全国に配置している取引調査員(取引Gメン)を、設置当初から4倍以上に増員するなど、体制の強化に取り組んでいます。

80人

2017年4月(Gメン配置時)

330人

2025年4月(現在)

詳しくはこちら



取引実態の把握

幅広い業種の企業の取引実態についてヒアリングし、問題ある商習慣や業界・個社の問題事例を把握・収集しています。把握した情報は以下のとおり活用しています。

- ✓ 個別企業への所管大臣からの指導・助言
- ✓ 各業界団体による取引適正化のための自主行動計画の策定・改正等への要請・働きかけ
- ✓ 公正取引委員会・中小企業庁が執行する、法に基づく取締りの端緒情報としての活用

取適法に基づく調査・検査を行っています

中小受託事業者の保護及び取引の公正を図るため、事業者に対し定期的なオンライン調査を実施するとともに、中小受託事業者からの申告等(端緒情報)を踏まえ、本法違反の可能性がある委託事業者に対し立入検査を実施しています。

立入検査の結果に応じて、委託事業者に対する改善指導や、重大な違反行為に対しては公正取引委員会へ措置請求を行い、公正取引委員会による勧告につなげています。

労務費の転嫁を進めるため、価格交渉の指針を公表しています

転嫁が難しいとされる「労務費」について、発注者・受注者双方の立場において守るべき行動指針を定めています。

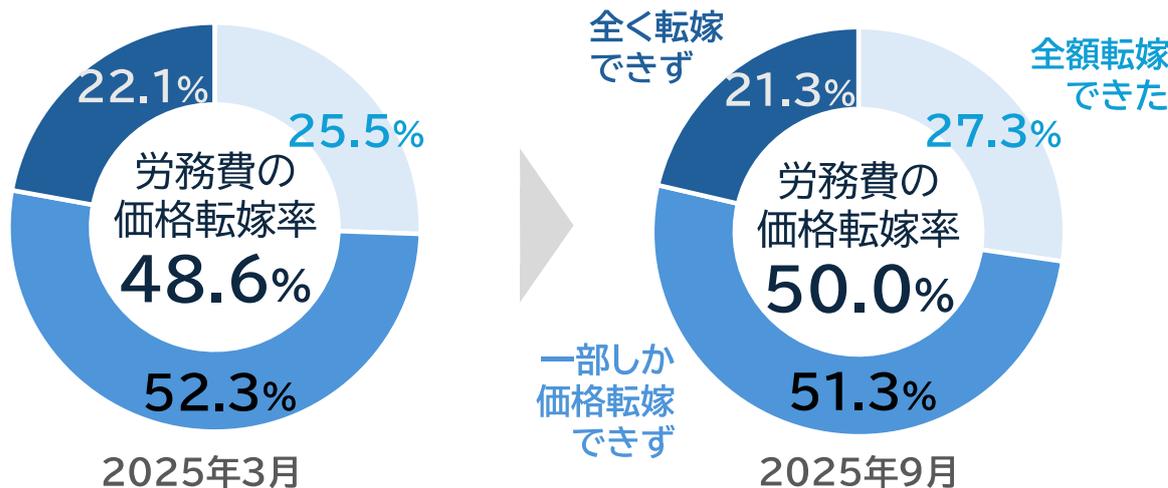
発注者が本指針に記載の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において、独占禁止法及び取適法に基づき厳正に対処することを明記しています。

詳しくはこちら



参考: 労務費の価格転嫁率

労務費の転嫁率は改善傾向にあるものの未だ5割に留まっており、本指針等を活用しながら価格交渉を行うことが重要です。



相談窓口(無料)をご活用ください

価格転嫁サポート窓口

価格交渉・価格転嫁のご相談はこちらへ！

価格交渉に関する基礎的な知識や、原価計算手法の習得支援を行う窓口を全国のよろず支援拠点に設置しています。

詳しくはこちら



取引かけこみ寺

取引上の悩み相談はこちらへ！

製造委託等代金の減額等、中小企業の取引上の各種相談への対応を行う窓口を全国に設置しています。

詳しくはこちら



価格交渉に役立つツールを公開しています

価格転嫁検討ツール

価格転嫁の必要性がみえる！

コスト増加前と同水準の利益を確保するために目指すべき取引価格を検討できるツールです。

詳しくはこちら



適正取引支援サイト

適正取引に向けた取組やノウハウを学べる！

取適法や価格交渉に関する講習会等を案内しています。

詳しくはこちら



価格交渉ハンドブック

価格交渉に当たっての準備ができる！

取引先と価格交渉を行うにあたり、役立つ情報がつまった資料です。

詳しくはこちら



パートナーシップ構築宣言の拡大を進めています

サプライチェーン全体の付加価値向上と、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、望ましい取引慣行の遵守等について「代表者名」で宣言する制度です。

2026年1月時点で、8万社を超える企業が宣言しています。

宣言を行うメリット

宣言企業は、自社の取組を広く周知できることにより、企業イメージの向上が図れるほか、国や地方自治体における一部の補助金で加点措置が受けられる等の優遇措置があります。

詳しくはこちら



3月・9月は価格交渉促進月間です

毎年3月と9月に、価格転嫁に関する広報や調査を行っています

月間中は、価格転嫁の広報や業界への要請を実施、月間終了後は、各企業の皆様の価格交渉・価格転嫁等の状況についての調査をしています。

調査に基づき、委託事業者ごとの価格交渉・価格転嫁等の評価を公表し、交渉・転嫁の状況が芳しくない委託事業者に対しては指導・助言を行っています。

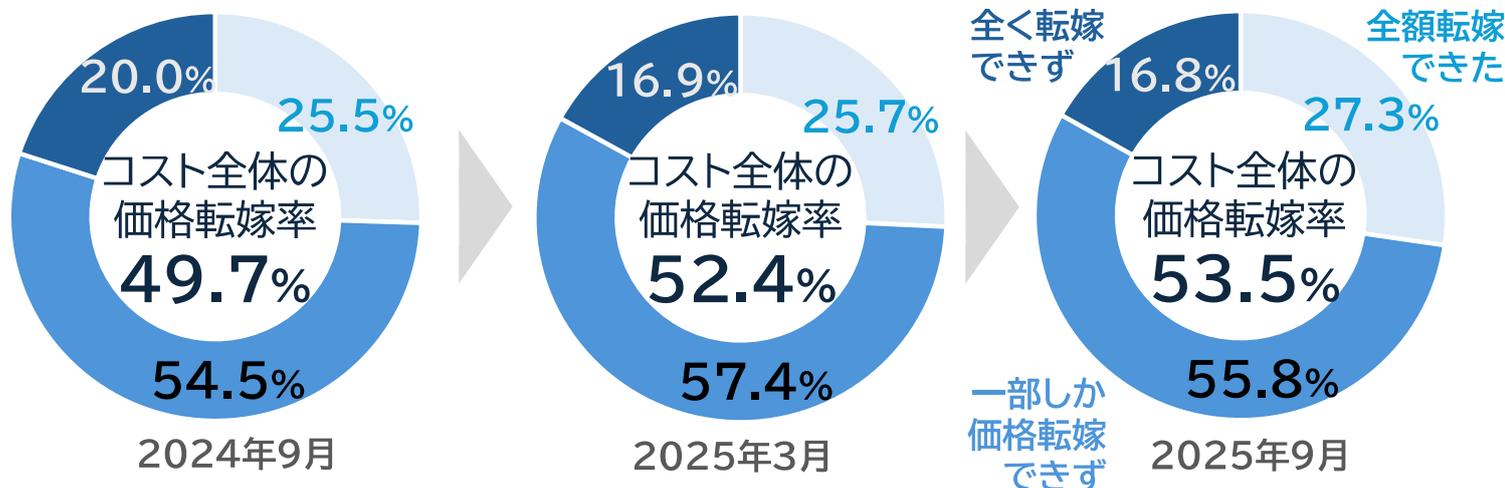


最新の調査結果(価格転嫁の実態)

コスト全体の価格転嫁率と価格転嫁できた企業の割合

コスト全体の価格転嫁率や全額価格転嫁ができた企業の割合は増加傾向ですが、全く価格転嫁できていない企業が約17%も残っています。

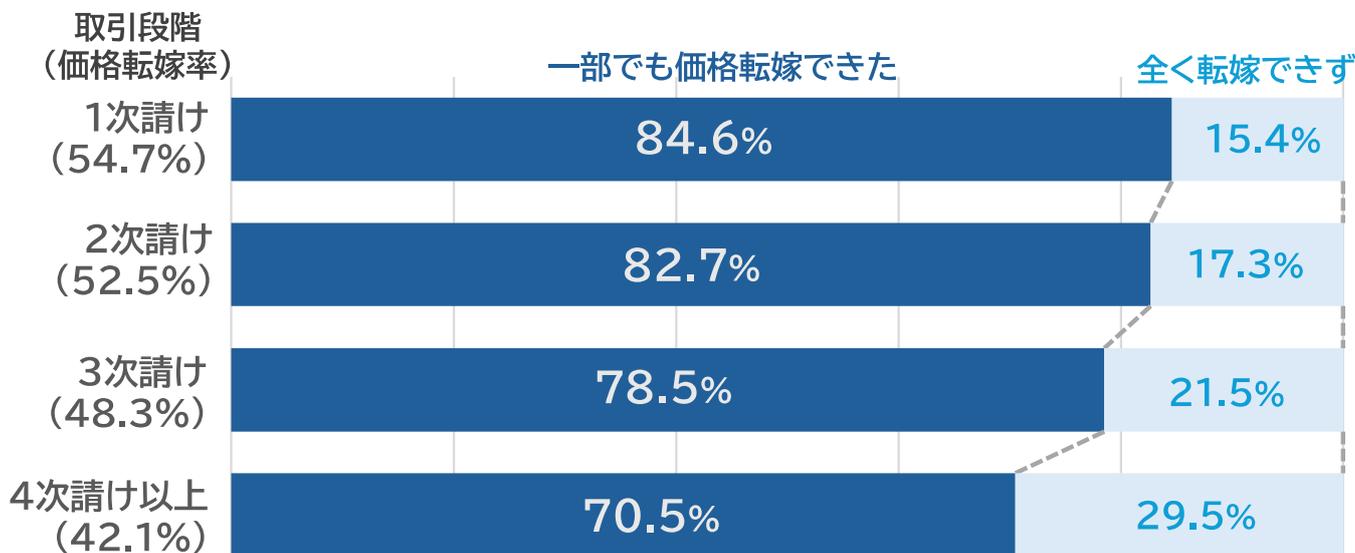
詳しくはこちら



出典:価格交渉促進月間フォローアップ調査結果(中小企業庁実施:2024年9月分、2025年3月分、9月分)を基に関東経済産業局にてグラフ作成

受注側企業の取引段階別の価格転嫁状況

受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁率が低くなる傾向にあります。



出典:価格交渉促進月間フォローアップ調査結果(中小企業庁実施:2025年9月分)を基に関東経済産業局にてグラフ作成

【価格転嫁に関するお問合せ先】

関東経済産業局 産業部 適正取引推進課
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
TEL:048-600-0325

HP



X



note

